

令和6年2月8日
港湾局産業港湾課
海事局外航課
海事局内航課

クルーズ等訪日旅客の受入促進事業(令和6年度第1回)を開始します

クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、海洋周辺地域の魅力向上を図るため、令和5年度補正予算事業・令和6年度当初予算事業「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」の公募(令和6年度第1回公募)を開始します。

1. 事業概要 ※詳細については添付資料をご覧ください。

令和5年3月より本格的に国際クルーズの運航を再開したところですが、観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)に掲げる、令和7年に「訪日クルーズ旅客を250万人」「外国クルーズ船の寄港回数を2,000回超え」「外国クルーズ船の寄港する港湾数を100港」の目標の実現に向けては、訪日クルーズ需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指す取組を進めていく必要があります。

また、今後のクルーズの寄港増加により、特定の港湾への寄港集中等が懸念されていることから、持続可能なクルーズの振興に資する取組を推進していく必要があります。

加えて我が国においては、海洋周辺地域における観光は地方誘客・消費拡大という面で大きなポテンシャルを有しており、これらの観光資源を活用し、新たな消費の開拓や魅力向上を図ることが求められています。

今回公募の事業は、以下の事業となります。

① 令和5年度補正予算事業「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」(別紙1)

② 令和6年度当初予算事業「クルーズ等訪日旅客の受入促進事業」(別紙2)

※①と②で事業内容が異なりますのでご注意ください。

※②の一部では、クルーズに関連した取組に限らず、港湾周辺等における訪日旅客の受入促進に係る事業も対象となります。

2. 公募対象者

港湾管理者、地方公共団体、民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む)、クルーズ振興のための地域の協議会等

3. 応募方法・提出先

募集要領を確認いただき、申請書に必要事項を記入し、各地方整備局等または各地方運輸局等に電子メールにより提出下さい(紙媒体の持参又は郵送は不要です)。

※募集要領等掲載 URL : https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000437.html

4. 応募受付期間

令和6年2月8日(木)～令和6年2月27日(火)17:00(必着)

※②の募集は、令和6年度予算成立後、速やかに事業を開始するために予算成立前に公募手続きを行うものです。国会における予算審議の状況によっては、事業内容等を変更する場合があります。

【問い合わせ先】

国土交通省港湾局産業港湾課クルーズ振興室 佐渡、町田

電話 : 03-5253-8111 (内線 46424、46422) (直通) 03-5253-8672

国土交通省海事局外航課 横山、坂内

電話 : 03-5253-8111 (内線 43352、43366) (直通) 03-5253-8620

国土交通省海事局内航課 武田、宮崎

電話 : 03-5253-8111 (内線 43452、43454) (直通) 03-5253-8625

持続可能なクルーズの振興を目指すため、上質な寄港地観光ツアーを造成することによる訪問観光先の創出と分散化、小規模港湾における早期の安全性確認による寄港地の分散化、寄港前のクルーズ旅客に対するマナー啓発、地域住民のクルーズ船受入に対応する理解醸成に要する経費の一部を補助する。

持続可能なクルーズ振興に向けた課題

今後のクルーズの寄港増加により、特定の港湾への寄港集中や、人気のある寄港観光地へのさらなる集中、また、クルーズ旅客によるマナー違反等の発生が懸念されている。

【事業内容】

①上質な寄港地観光造成

「本物」や「特別感」をテーマとした上質な寄港地観光ツアーの造成
(例)FAMツアー、モニターツアー、商談会等



体験型のFAMツアー

訪問観光先の創出・分散化

②船舶航行の安全性確認

小規模港湾等における船舶航行の安全性確認
(例)船舶航行安全委員会の開催
安全性の現地確認等



小規模港湾における安全性確認

寄港地の分散化・多様化

③クルーズ客に対するマナー啓発

寄港前及び寄港中のクルーズ旅客に対するマナー啓発
(例)ターミナル等における動画放映、寄港地の看板設置等



ターミナルにおける動画放映

マナー違反の防止

④地域住民の理解促進

地域住民との協働の強化を通じたクルーズを身近に感じられる取組
(例)フェスタ、船内見学会等



住民向けフェスタ

クルーズ船受入に対する理解醸成

・補助対象者： 港湾管理者、地方公共団体、民間事業者、クルーズ振興のための地域の協議会等

・補助率： 1/2以内

クルーズ等訪日旅客の受入促進事業

クルーズ等訪日旅客の需要を確実に取り込み、我が国のクルーズ再興を目指すとともに、港湾周辺等の魅力向上を図るため、クルーズ船の受入体制の強化、クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出、クルーズ船寄港プロモーションに要する経費の一部を補助する。

補助対象経費

・ クルーズ船の受入体制強化

●クルーズ船受入に向けた安全対策

(例: 船舶航行安全委員会の開催、安全性の現地確認、小規模港湾等における安全性確認 等)

・ クルーズ船寄港プロモーション

●新たなクルーズ船の誘致に向けた訪日クルーズプロモーション

(例: 国際展示会の開催・出展、商談会の開催、デジタル媒体による情報発信 等)

・ クルーズ旅客等の満足度向上と地域経済効果の創出

●地場産品等の消費喚起

(例: 船内レストランでの地元食材提供のスキーム構築 等)

●訪日外国人が楽しめる船内コンテンツのスキーム構築

(例: 船内コンテンツの充実に向けたニーズ調査・商品開発・実証実験 等)

●上質な寄港地観光及び海上観光の造成 (★)

(例: 上質な寄港地観光プログラムの造成、海上観光ツアーの実証 等)

補助対象者

- ・ 港湾管理者
- ・ 地方公共団体
- ・ 民間事業者(登録DMO及び候補DMOを含む)
- ・ クルーズ振興のための地域の協議会等

補助率

- ・ 1/2以内

※(★)については、クルーズに関連した取組に限らず、港湾周辺等における訪日旅客の受入促進に係る事業も対象となる。

補助対象経費のイメージ

